兵庫県の最低賃金 (令和7年10月4日現在) ※令和7年度特定最低賃金の改正については、現在手続き中です。

兵 庫 労 働 局

☆地域別最低賃金

兵庫県最低賃金

^{時間額} **1,116**円

円合

発効日

令和7年10月4日

☆兵庫県内の事業場で働くすべての労働者について、 この兵庫県最低賃金が適用されます。

☆特定(産業別)最低賃金 ※令和7年度については、現在手続き中

(+64)

最低賃金の種類	時間額	適用する使用者	適用除外する労働者
塗料製造業	1,099 円 令和6年12月1日発効	兵庫県の区域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者 (1) 塗料製造業 (2) (1) に掲げる企業において管理、補助的経済活動を行う事業所 (3) 純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)に掲げ る産業に分類されるものに限る。)	(1)18歳未満又は65歳以上の者 (2)雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3)次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清橋、片付け、軽易な運搬又は賭いの業務 ロ 手作業により以上手工具を用いて行う包装、袋詰め、 箱詰め、ラベルはり、値札つけ、検数若しくは選別の業務
鉄 鋼 業	1,116 円 令和6年12月1日発効	兵庫県の区域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者 (1) 鉄鋼業 (2) 純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)に掲げ る産業に分類されるものに限る。)	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入礼後6月未満の者でおって、技能習得中のもの (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清格、片付け又は簡しの業務 ロ 軽易な速機の業務
はん用機械器具製造業 生産用機械器具製造業 業務用機械器具製造業	1,087 円 令和6年12月1日発効	兵庫県の区域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者 (1) はん用機械器具製造業 (2) 生産用機械器具製造業 (3) 業務用機械器具製造業(計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械 器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械 器具・レンズ製造業、武器製造業を除ぐ。) (4) 純粋特体会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)から (3) までに掲げる産業に分類されるものに限る。)	(1)18歳未満又は65歳以上の者 (2)屋入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3)次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清陽、片付け又は開いの業務 ロ 手作業により又は手工具を用いて行う包装、袋詰め、箱詰め、レッテル貼り、埋まれて行う包装、袋詰め、箱詰め、レッテル貼り、乗りで乗り、一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一
電子部品・デバイス・電子回路 製造業、電気機械器具製造業、 情報通信機械器具製造業	1,053 円 ^{令和6年12月1日発効}	兵庫県の区域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者 (1) 電子部品・デバイス・電子回路設定業 (2) 電気機械器具製造業 (2) 電気機体器具製造業を除く。)及び 当該産業において管理、補助的総形活動を行う事業所を除く。) 3) 情報通信機械器具設益業 (4) 純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)から (3) までに掲げる産業に分類されるものに限る。)	(1)18歳未満又は65歳以上の者 (2)雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3)次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清補、片付け、軽易な速敏又は熱いの業務 ロ 手作業により又は手工具、小型電動工具、卓上旋盤 若しくは卓上ボール盤その他これらに環る。)を用いて行う材料 の送給、洗浄、取揃え、選別、部分品の差し・曲げ・切り、 穴あけ、ねじ合わせ、刻印打ち、みがき、バリ取り、組織、 巻級、はんだ付け、かしめ、取付け、塗装、塗油、検査、 検数、結束、袋入れ、箱入れ、包装、レッテル貼り又は値札付けの業務(これらの業務の)
輸送用機械器具製造業	1, 126 円 全和6年12月1日発効	兵庫県の区域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者 (1) 鉄道車両・同部分品製造業 (2) 船舶製造・移埋業、船用機関製造業 (3) 航空機・同財協品製造業 (4) 産業用通機車両・同部分品・財政品製造業 (5) その他の輸送用機械発展地造業(自転車・同部分品製造業を除く。) (6) (1)から(5)までに掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業 所 (7) 純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)から (5)までに掲げる産業に分類されるものに限る。) *「自動車・同財威部品製造業」は兵庫県最低賃金が適用されます。	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 次に掲げる素務に主として従事する者 イ 清橋、片付け又は賄いの業務 つ 塗装におけるマスモングの業務 八 軽息な運搬又は工具者しくは前品の整理の業務 二 材料の送舱、洗浄、取揃え、刻印打ち又は結束の業務 (これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。)
計量器・測定器・分析機器・ 試験機・測量機械器具製造業	1,053 円 ^{令和6年12月1日発効}	兵庫県の区域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者 (1) 計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製 造業(理化学機構器具製造業を除く。) (2) (1)に制ける産業において管理、補助的経済活動を行う事業所 (3) 純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(I)に掲げ る産業に分類されるものに限る。)	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 次に掲げる実務に主として従事する者 イ 清掃、片付け、賄い、軽易な運搬又は工具若しくは部品 の整理の業務 ロ 手作業による小物部品の包装、袋詰め又は箱入れの業務
自動車小売業	1,052 円 令和6年10月1日発効	※自動車小売業においては令和5年度の金額改正がなかったことから、 令和6年10月1日以降、兵庫県最低賃金(1,052円)が適用されています。	

「繊維工業」、「各種商品小売業」は令和7年10月4日から兵庫県最低賃金(1,116円)が適用されています。

労働基準局広報キャラクター たしかめたん

ヤーしかめ

※ 労働者が二以上の最低賃金の適用を受ける場合は金額の高いものが適用となります(最賃法第6条)。

例:塗料製造業最低賃金

令和7年10月3日まで 1,099円 > 地域別最低賃金 1,052円(改正前) → 特定最低賃金を適用 令和7年10月4日以降 1,099円 < 地域別最低賃金 1,116円(改正後) → 地域別最低賃金を適用